

地域金融円滑化のための基本方針

高松信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図ります。

- ・ 金融円滑化基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定し、また、金融円滑化管理責任者および金融円滑化対応責任者、金融円滑化対応担当者を選任いたします。
- ・ 審査部門と連携を進め中小企業支援を強化するため、融資管理本部内に中小企業支援を担当する経営支援部を新設いたします。
- ・ 業務推進本部内に中小企業向け融資に関する支店の教育・指導を担う融資推進マネージャーを新設いたします。
- ・ 各営業部店に金融円滑化相談窓口を開設いたします。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、独占禁止法・守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する相談（苦情）は、次の相談窓口をご利用ください。

高松信用金庫 経営支援部 電話番号 0120-778139（フリーダイヤル）

中小企業者等に対する金融円滑化対策における組織図

